



2022年5月24日

各位

会社名	大丸エナウィン株式会社
代表者名	代表取締役社長 古野 晃
証券コード	9818 東証スタンダード
問合せ先	常務取締役総務部長 宮前 雅彦
電話番号	(06) 6685-5106

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の当社第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

##### (1) 電子提供制度導入の規定を新設

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を新設するものであります。

- ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

##### (2) 執行役員制度に係る規定を新設

当社は、業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化及び意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入しております。コーポレートガバナンスの強化として変更案第29条の規定を新設するものであります。

##### (3) 剰余金の配当等の決定機関と剰余金の配当の基準日を新設

機動的な配当政策及び資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、現行定款第35条(剰余金の配当)に替えて変更案第36条(剰余金の配当

等の決定機関)と変更案第37条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるもののほか、新設された条文以降の条数の繰下げ等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第6条(条文省略) <u>(自己株式の取得)</u>	第1条～第6条(現行どおり) (削除)
第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	
第8条～第13条(条文省略) (新設)	第7条～第12条(現行どおり) <u>(電子提供措置等)</u>
	第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u>
	<u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第14条～第16条(条文省略) 第4章 取締役および取締役会	第14条～第16条(現行どおり) 第4章 取締役、取締役会及び執行役員
第17条～第28条(条文省略) (新設)	第17条～第28条(現行どおり) <u>(執行役員)</u>
	第29条 取締役会は、その決議によって執行役員を選定し、業務の執行を担当させることができる。
第29条～第34条(条文省略) <u>(剰余金の配当)</u>	第30条～第35条(現行どおり) (削除)
第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿等に記載または記録さ	

<p>れた株主もしくは登録株式質権者に対し、  <u>期末配当を行なうことができる。</u></p> <p>② <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 当社は、剰余金の配当に関する事項及び自己株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>②<u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>③<u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>附則</u>)</p> <p>第1条 定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>②<u>本条は、前項で定める施行日をもってこれを削除する。</u></p>
---	--

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022年6月29日
定款変更の効力発生日 (予定)	2022年6月29日

以上